

伊賀市障害福祉サービス事業所等就労支援金 FAQ（よくある質問）

【対象者・要件について】

Q1. 令和8年3月以前から市内の障害福祉サービス事業所で働いていますが、今回の支援金の対象になりますか？

A1. 対象になりません。

本支援金は、令和8年4月1日以降に対象事業所等へ新たに就労された方が対象となります(第3条第1項第1号)。

Q2. パート・アルバイトとして採用された場合でも、支援金は支給されますか？

A2. 要件を満たしていれば支給されます。

いわゆる「正職員」でなくても、週の所定労働時間が20時間以上であり、かつ雇用保険・健康保険・厚生年金保険のすべてに加入（適用）している場合は対象となります（第4条第1項第1号イ）。

Q3. 過去に市内の別の障害福祉事業所（または介護事業所）で働いていたことがあります。再度、市内の障害福祉事業所に就職した場合は対象になりますか？

A3. 前の職場を辞めてからの期間によって異なります。

市内の障害福祉サービス事業所、または市内の介護保険サービス事業所を退職してから1年を経過していない場合は対象外となります。退職から1年以上が経過している場合は、他の要件を満たしていれば対象となります（第3条第2項第4号）。

Q4. 法人内の別の事業所（市外の事業所など）から、伊賀市内の事業所へ異動になった場合は対象になりますか？

A4. 対象になりません。

同一法人の内部での異動や転勤によって市内の対象事業所に就労することになった場合は、新規就労とはみなされず、交付の対象外となります（第3条第2項第3号）。

Q5. 勤務する方の住所要件はありますか？

A5. ありません。伊賀市外にお住まいの方も対象となります。ただし、伊賀市内に移住されて6ヶ月以上勤務を継続された場合は10万円の支援金が支給されます。

Q6. 市内の事業所で採用になりましたが、6ヶ月経たないで転勤となった場合は引続き対象者とみなされますか？

A6. 転勤先が「伊賀市内」の対象事業所であれば、継続勤務とみなされます。

市内の事業所間での異動であれば継続して勤務しているものとしてカウントされますが、転勤先が「市外」の事業所であった場合は、市内の事業所で勤務した期間のみが対象（6か月に満たないため）となり、転勤後は対象外となります（第4条第2号・第3号）。

Q7. 勤務開始後6か月の間に、育児休業などの長期休暇を取得した場合は、継続勤務していることになりますか？

A7. 休業前の期間はリセットされ、復職した時点から改めて「6か月連続」で勤務する必要があります。

（第4条第1項第2号）

【申請手続きについて】

Q8. 支援金の申請は、働く本人が行うのですか？それとも事業所が行うのですか？

A8. 働くご本人（交付対象者）が申請者となります。

ご本人が「交付申請書兼請求書（様式第1号）」を作成し、勤務先の事業所から「就業証明書（様式第2号）」や「勤務状況報告書（様式第3号）」の証明を受け、資格証の写しなどと一緒に市へ提出してください（第5条）。

【支給額・加算について】

Q9. 最大でいくら支給されますか？また、どのタイミングで申請できますか？

A9. 条件によって異なりますが、最大で15万円（※市外からの転入・資格ありの場合）が支給されます。

申請時期について

就職時と6か月継続勤務後のそれぞれのタイミングで申請をしていただくことが可能ですが、就職時の申請と6か月継続時の申請は、まとめて1度に申請していただくことも可能です。

支給額と添付資料について

【就職時】

資格（社会福祉士、介護福祉士、看護師など）をお持ちで、週20時間以上（社保完備等）の条件で就労を開始したときに5万円

※提出資料：交付申請書兼請求書（様式第1号）、就業証明書（様式第2号）、資格を証明する書類の写し、振込先がわかる通帳等の写し

【6か月継続時（市内居住者もしくは市外からの転入者）】

・6か月以上勤務を継続したときに5万円（計10万円）

・採用決定から6か月以内に伊賀市へ転入し、6か月以上勤務を継続したときに10万円（計15万円）

※提出資料：就職時提出資料に加えて、勤務状況報告書（様式第3号）

Q10. 「移動支援従業者（ガイドヘルパー）養成研修」を修了して就職した場合は、いくら支給されますか？

A10. 新たに就労した際に2万円が支給されます。

「伊賀市移動支援従業者養成研修事業者指定要綱」に基づき指定された事業者が実施する研修を修了し、ガイドヘルパーとして対象事業所に新規就労した場合が対象です（第4条第1項第4号）。

※添付資料：交付申請書兼請求書（様式第1号）、就業証明書（様式第2号）、研修の修了証明書の写し、振込先がわかる通帳等の写し

Q11. 市外から伊賀市に引っ越してきた場合の「10万円」の加算（第4条第3号）は、いつまでに転入すれば対象になりますか？

A11. 対象事業所での「採用の決定があった日」から6か月以内です。

採用決定から6か月以内に伊賀市へ住民票を移し（転入）、かつその事業所で6か月以上継続して勤務した場合に対象となります。

Q12. 支援金は課税対象ですか？

A12. 税務申告が必要な場合があります。詳しくは、最寄りの税務署またはお住まいの自治体の住民税担当窓口へお問い合わせください。

【他の制度や資格について】

Q13. 保育士の資格を持っています。障害児通所支援事業所（放課後等デイサービスなど）に就職した場合、この支援金はもらえますか？

A13. 他の奨励金等をもらっていなければ対象になります。

保育士は対象資格（別表）に含まれており、障害児通所支援事業所も対象事業所（第2条第1項第3号）に該当するため対象となります。ただし、「伊賀市保育士・幼稚園教諭等就労奨励金」を既に受給している場合は、この支援金は受け取れませんのでご注意ください（第3条第2項第2号）。

Q14. 資格（別表に定めるもの）を持っていない場合は、支援金は一切もらえませんか？

A14. 原則として、別表の資格をお持ちでない方は第4条第1号～第3号の支援金（5万～15万円）の対象にはなりません。

ただし、伊賀市が指定する「移動支援従業者（ガイドヘルパー）養成研修」を修了し、ガイドヘルパーとして新規就労される場合は、資格の有無にかかわらず2万円の支援金対象となります（第4条第1項第4号）。